

受付印

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

6

市町村長 令和 年 月 日 提出

給与支払者 (特別徴収義務者)

所在地 氏名 個人番号又は法人番号

担当者 課係氏名 電話番号 内線

5年度 6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

給与所得者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住居 異動後 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 未徴収税額 (ア-イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 氏名 特別徴収指定番号 担当者 氏名 電話番号 新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (1 及び 2 に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

Table with columns: 旧特別徴収処理欄, 5年度, 6年度, 特別徴収義務者を変更, 普通徴収切替, 一括徴収, その他, 入力者, 点検

市町村処理欄

Table with columns: A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L

1 本書は、特別徴収の個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合)に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の(従業員等)の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。